

柔道整復療養費の改定について(案)

1. 改定率 0.27%

令和2年度における柔道整復療養費の改定率については、診療報酬のうち医科の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの
(参考) 今回の診療報酬改定における医科の改定率 0.53%

2. 基本的な考え方

療養費の料金改定については、適正な請求を行う施術者が正当に評価されるよう改定を行う。

3. 改定の内容(案)

- 初検時相談支援料の要件強化及び引き上げ
- 整復料(骨折、脱臼)、固定料(不全骨折)、後療料(骨折、不全骨折、脱臼)の引き上げ

【改定案】

	現行	引上額	改定後
初検時相談支援料	50 円	50 円	100 円
整復料(骨折、脱臼)	2,500 円～ 11,700 円	100 円	2,600 円～ 11,800 円
固定料(不全骨折)	3,800 円～ 9,400 円	100 円	3,900 円～ 9,500 円
後療料(骨折)	820 円	30 円	850 円
後療料(不全骨折、脱臼)	690 円	30 円	720 円

- 距離加算を往療料に振り替えて包括化

【現行】 往療料(基本額) 1,860 円、往療距離加算 2 km毎に 800 円
※ 2 km超 800 円、4 km超 1,600 円、6 km超 2,400 円

【改定案】 往療料 2,300 円、4 km超 2,700 円

4. 施行期日

令和2年6月1日

(参考1)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(平成30年5月24日 保医発 0524 第1号)

(現行)

第2 初検料及び初検時相談支援料

9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。

- (1) 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定できること。

具体的には、

- ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限等)
- ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明
- ③ 受領委任の取扱いについての説明
- ④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。

- (2) 同月内においては、1回のみ算定できること。また、6により初検料のみ算定した場合においては初検時相談支援料は算定できないこと。

(改正案)

○ 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第2 初検料及び初検時相談支援料

9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。

- (1) 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できること。

具体的には、

- ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)
- ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)
- ③ 受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付、申請書への署名の趣旨等)
- ④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。

なお、①、②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。

- (2) 同月内においては、1回のみ算定できること。また、6により初検料のみ算定した場合においては初検時相談支援料は算定できないこと。

(参考2)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について【令和元年 10 月～】

	初回	2回目	3回目以降
施術の 内容や 部位数 によらないもの	・ 初検料(1,520円) (時間外、夜間、休日の加算あり)	・ 再検料(410円)	
	・ 初検時相談支援料(50円)		
施術の 内容や 部位数 によるもの	・ 往療料 (1,860円)		
	・ 往療距離加算 (2km 毎に800円)		
	・ 整復料(骨折) (5,400円～11,700円)	・ 後療料(820円) ※3 部位 以上は60% 通減の 対象	
	・ 固定料(不全骨折) (3,800円～9,400円)	・ 後療料(690円) ※3 部位 以上は60% 通減の 対象	
	・ 整復料(脱臼) (2,500円～9,200円)	・ 後療料(690円) ※3 部位 以上は60%、5ヶ月超の長期は80% 通減の 対象	
	・ 施療料(打撲、捻挫) (760円)	・ 後療料(505円) ※3 部位 以上は60%、5ヶ月超の長期は80% 通減の 対象	
	・ 冷電法料(85円)、温電法料(75円)、電療料(30円) ※3 部位 以上は60%、5ヶ月超の長期は80% 通減の 対象		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで(1,000円)		
	・ 柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折) (320円)		
	・ 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料 (1,000円)		